

小売電気事業者に対する規律の在り方、 消費者の選択肢と安定性の確保 に向けた検討課題について

2023年4月27日

資源エネルギー庁

論点①：需要家への情報提供の充実化について

- 国際的な燃料価格の高騰や、それを受けた卸電力取引市場価格の高騰などにより、小売電気事業・供給契約そのものや、料金水準の変動のリスクが顕在化してきている。その中で、市場価格変動を反映する料金メニューの増加等の料金メニューの多様化も進みつつあり、どの事業者からどういうメニューで電気の供給を受けるかについて、リスクやメリット・デメリット、事業者・商品の特性などが十分に需要家に理解されるよう、情報提供を充実することはますます重要となっている。
- 検討の視点としては、例えば、
 - ①需要家が、契約前に料金メニュー等のリスクについて説明を受けられること
 - ②小売電気事業者の経営の状況について開示されること本日御議論いただきたい検討の視点
 - ③需要家が小売電気事業者の情報について容易に比較できることか考えられるか。
- 需要家が、リスクを認識しつつ、適切に契約先となる小売電気事業者を選択するためには、どのような情報内容が考えられるか（次ページも参照）。
- また、情報提供の方法として、①事前説明の項目とすること、②ウェブサイトで情報を掲載すること、の大きく2つの方法が考えられるが、どの情報をより重視して①の対象とするか、改めて整理が必要ではないか。

比較情報プラットフォームの現状

- 小売全面自由化以降、小売電気事業者数は700者を超え、需要家の選択肢は拡大。
- こうした中、需要家による事業者選択を容易にするため、民間企業において、**需要家に料金シミュレーション等を提供する比較情報プラットフォームが普及**しているところである。具体的な内容は、事業者によって異なるが、例えば、
 - ① 料金シミュレーションの結果、料金の構成（基本料金、従量料金、燃調、賦課金）
 - ② 想定される節約額・増加額、特典による値引き額
 - ③ 解約金・違約金の有無
 - ④ 電源構成
 - ⑤ 電気代節約情報やサポート体制の充実度などの情報が提供されている。また、**小売事業者の契約申込みサイトへアクセスできるサービスも提供**している。
- また、国においては、web上で、全ての小売電気事業者について、法令上提出されている情報等を踏まえて、
 - ・基礎情報（登録番号、名称、代表者氏名、本社住所、電話番号など）
 - ・過去の承継情報（承継日、被承継者の名称など）
 - ・事業実態（休止予定期間）について公表し、**実態上、「比較情報プラットフォーム」としての機能を果たしている。**

比較情報プラットフォームに関する論点

- 料金メニューは多様化するとともに、毎月の料金調整に市場価格要素が織り込まれるなど複雑化しており、需要家自身で様々な料金メニューを比較することは容易ではない。
- さらに、脱炭素や小売電気事業者の撤退リスクなど需要家が電力の購入先を選択する上での留意点も多様化していると考えられる。
- こうした中で、小売電気事業者が説明責任を果たすとともに、情報提供に努めることが期待されることに加えて、小売電気事業者や料金メニューを簡易な方法で比較することができる「比較情報プラットフォーム」の重要性が増していると考えられる。
- こうした中、比較情報プラットフォームについては、例えば、以下のような論点がありうる。
 - ① 料金メニューの多様化・複雑化、脱炭素の潮流、小売電気事業者の撤退リスク等を踏まえて、情報プラットフォームでは、今後、どういった情報が比較可能な形で提供されることが望まれるか。
 - ② 民間企業と国は、役割分担についてどのように整理することが適切であるか。

今後の取組方針（案）

- 民間の比較情報プラットフォームに掲載する情報は、小売事業者の料金改定の動向や消費者のニーズも踏まえ、当該民間事業者の創意工夫により、アップデートされるもの。
ただし、民間の比較情報プラットフォームに掲載される小売事業者は、一定程度のスクリーニングを行われており、全ての小売電気事業者が掲載されているわけではない。
- 他方、国の比較情報プラットフォームにおいては、小売電気事業者として登録している全ての事業者について基礎情報等を掲載している。勧誘を受けたり、ネット上での契約を申し込もうとする需要家にとって、実在する事業者であるかどうか判断する上で有用な情報源としても活用可能。
- このため、国の比較情報プラットフォームにおいては、事業運営状況について整理して、需要家に情報を提供するものと位置づけることとしてはどうか。
- この観点から、例えば、小売電気事業者として登録されているが小売事業の実態がない事業者（例：JEPXの会員取得目的で登録している者、託送契約を解約されている者、登録から一定期間経過後も需要家がない者）については、その旨がわかるよう表示することをどう考えるか。
- また、GXの中で、需要家にも意識を高めていただく観点から、小売電気事業者が開示している電源構成に関する情報についても掲載したり、需給管理の方法等、特徴に応じて、小売電気事業者を分類、表示することをどう考えるか。こうした付加的な情報については、事業者の同意・申し出に応じて掲載、表示する扱いとすることについてはどうか。